

東京電力株式会社

取締役社長 清水正孝 様

要 請 書

原子力災害被災中小企業等に対する
損害賠償の迅速な実施について

平成23年6月9日

**相双地区商工会連絡協議会
会長 田中清一郎**

**福島県商工会連合会
会長 田子正太郎**

今般の東京電力福島第一原子力発電所放射能事故により、20キロメートル圏内は「警戒区域」に指定され、地域に立ち入ることさえ禁止されている。また、20キロメートル圏外地域も「緊急時避難準備区域」「計画的避難区域」とし、避難区域とされた。

当該地域におけるコミュニティが完全に破壊され、そのため地域に根ざした域内経済活動によって成り立ってきた我々の中小・小規模企業は、再興の機会はもとより精神的な支えも失い、否応なしに休業・廃業・倒産を余儀なくされる、まさに地域経済が壊滅的状况に陥っており、早急にその救済を行なう必要がある。

については、東京電力はこれらの状況を十二分に認識し、下記に掲げる事項については、早急に履行するよう強く要請する。

記

- 1. 原発事故の收拾については、地域住民が一刻も早く地域に戻るよう工程表の前倒しの実現を図ること。**

2. 原発事故により定止を余儀なくされた中小企業者に対する、企業活動が停止期間中の企業の減収分(商品価値の喪失・減少も含む)、休業期間中に支払った地代、リース料、従業員の給与及び諸手当などの費用の全額損害補償と仮払い等の定期的実行。

なお、仮払い金額の算定にあたっては、対象期間の逸失利益の全額を対象とするとともに、上限を設けるべきではない。

3. 避難等地区の建物、機械、設備の汚染除去又は建替・買換など、現状回復に係る費用補償と仮払い等の実行。

4. 原発事故により事業の継続が困難となり、事業の廃止や倒産に至った場合の中小企業者に対する廃業等に係る費用補償とその後の生活への手厚い補償の実行。

5. 避難等地区に限らず、輸出関連産業、観光業、食品加工業など、原発事故に伴う放射能汚染の風評により、生産・販売などの企業活動の縮小を余儀なくされた、中小商工業者に対する損害補償と仮払い等の実行。